

2026年度 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度 今年度の主な変更点とお願い事項

1. 2026年度の主な変更点

①重大事故に関連した法令等違反が確認された場合について

追加事項

実施要領の規定に以下**2点目**を追加することにより、**重大事故に関連した法令等違反の有無**を審査時に確認できるようにしました。

「死亡事故等の重大な事故、瑕疵その他の事案が確認された工事・業務に該当する場合」には、以下の資料提出を求めることを規定する。

- （事故や瑕疵の）経緯・事実関係
- 現地機関から講じられた措置又は処分の内容（事故等に関連した法令等違反がある場合は、その事由を含む。） ※新規追加
- 【認定申請のみ】申請技術者が直接的に関与していないこと



<仮に自己申告を怠り、後から判明した場合の措置（実施要領：V. その他）>

以下の措置を講じた上で、本制度に基づく**認定申請及び表彰応募の資格を3年間停止**

※ 選考の過程で不正や事実と反する事項等が発見された場合は、**選考対象から除外**

※ 認定または表彰後にそういった事項による申請・応募であることが明らかとなった場合は、**認定及び表彰を取り消し（さらに、その旨を公表する場合あり）**

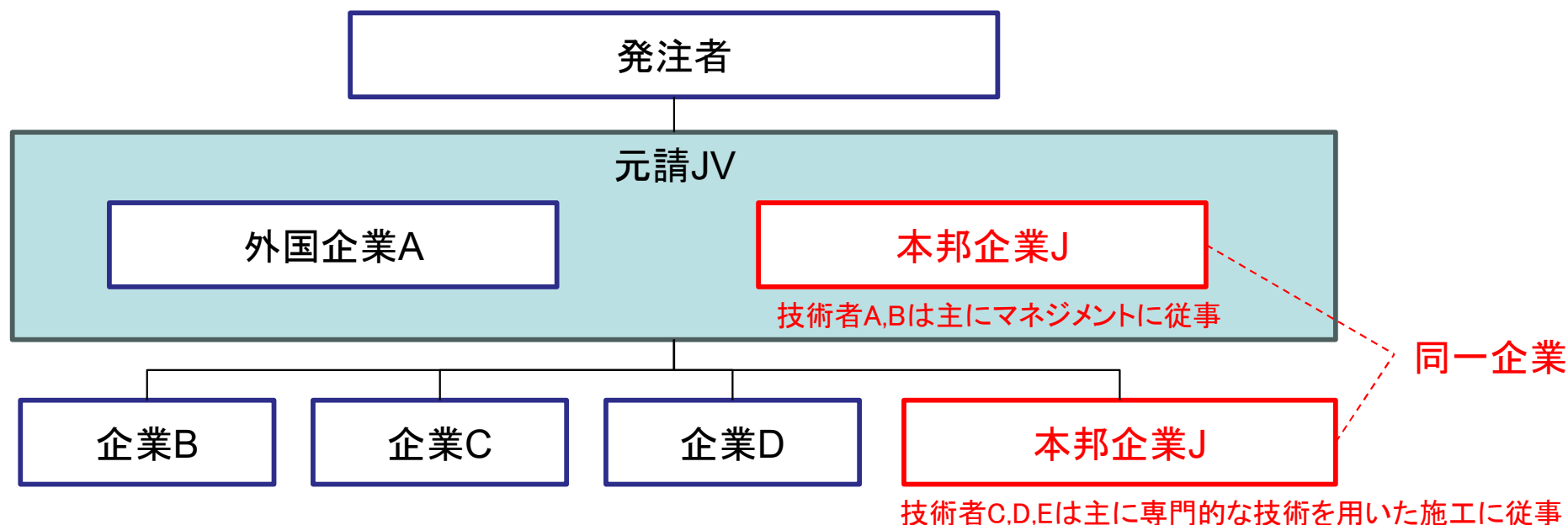
②下請に従事した技術者を例外的に認めることについて

これまで

国内のコリンズ・テクリス登録要件に準じ、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度においても、下請での実績は認めていませんでした。

追加事項

- 海外工事において、
 - ✓ 元請と下請に同一企業が入った場合、かつ
 - ✓ 下請であっても、元請と同等の従事をしたことが契約書等で確認できた場合
 に限り、例外的に下請企業の技術者の従事を実績として認めます。
- ただし、コリンズでは下請登録ができないため、引き続き第2回委員会までに検討することとなりました。



上図の場合、技術者A,Bに加え、技術者C,D,Eも実績として認めます。(※下請単独では不可)

2. 国内機関が発注する工事・業務での 活用実績の登録のお願い

背景

- 2020年度に制度を創設した趣旨は、海外のインフラプロジェクトに従事した技術者が国内でも活躍できる環境を整えることで、国内外の技術者の相互活用を促進することにあった。
- 本制度で認定・表彰を受けた技術者が国内機関が発注する工事・業務の入札時に活用した実態を運営事務局として把握することで、本制度の活用状況をフォローアップし、今後の制度改善に活かしていくことが可能に。

各企業様におかれましては、国内・海外の部署で連携いただき、活用実績の登録へのご協力をよろしくお願いいたします。

登録の仕組み

- 運用中の申請・審査システムに対し、過去に認定・表彰されたプロジェクトを活用して国内機関が発注する工事・業務（海外を対象とするものも含む。）の入札に参加した場合に、実績を登録する機能を2025年度より拡充。
- 登録可能期間を、認定申請・表彰応募の期間と合わせることで、毎年 of 申請・応募と同時に過去1年分を登録するサイクルを確立（初年度のみ、過去の全実績の登録が必要）。
- 今年度に新たな認定申請や表彰応募をしない企業であっても、活用実績の登録は可能。



The screenshot displays a web interface with the following elements:

- A header bar with the text "表彰応募" (Award Application).
- Three buttons: "表彰応募登録" (Award Application Registration), "申請最終確認" (Application Final Confirmation), and "送付（申請）" (Send (Application)).
- A section titled "工事・業務での活用記録" (Usage Record in Construction/Business).
- A button labeled "活用記録" (Usage Record), which is highlighted with a red rectangular border.
- A light blue cloud-shaped callout bubble with the text "ここから登録" (Register from here) pointing to the "活用記録" button.
- A section titled "データ出力" (Data Output).
- A button labeled "データ出力" (Data Output).



国内機関が発注する工事・業務での活用実績の登録対象について

○:登録対象 ×:登録対象外

認定・表彰の対象となった 工事・業務(活用元)		国内機関が発注する工事・業務(活用先)		
		工事	業務	
		国内対象	国内対象	海外対象
工事(全般)		○		
業務	発注者が 日本政府又は その関係機関		○	×
	発注者が 日本政府又は その関係機関 以外		○	○

【×(登録対象外)に該当する場合の例】

JICA(=日本政府の関係機関)発注業務に従事し、本制度で認定・表彰された技術者が、国土交通省(=日本政府)が発注する海外を対象とした業務の入札時に活用した場合

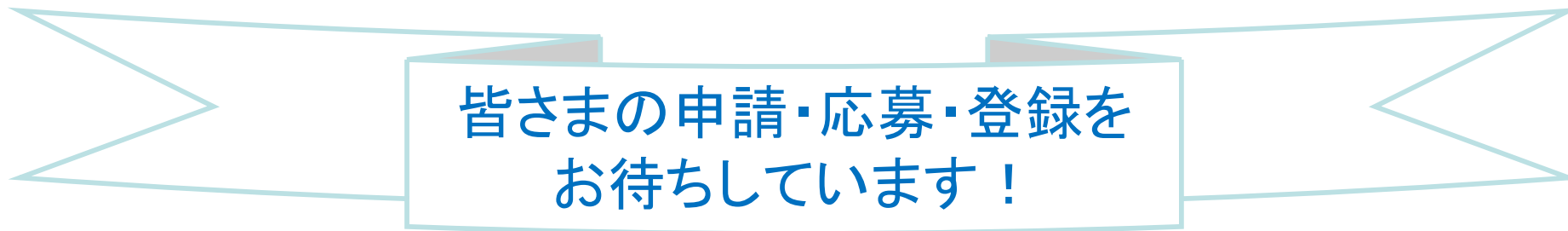
【○(登録対象)に該当する場合の例】

外国政府や国際開発金融機関(アジア開発銀行等)の発注業務に従事し、本制度で認定・表彰された技術者が、JICA(=日本政府の関係機関)発注業務の入札時に活用した場合

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度 運営事務局

E-mail: [hqt-overseas-infra-records\[●\]ml.idi.or.jp](mailto:hqt-overseas-infra-records[●]ml.idi.or.jp)

※[●]を@に置き換えて送信してください。



皆さまの申請・応募・登録を
お待ちしております！